

## (参考2)これまででない政策

### これまででない組織と政策で復興を支援。

- (1) 国の責務の一元化
  - ① 責任組織の設置と一元化(復興対策本部、復興庁)
  - ② 自治体からの要望をワンストップで対応(地方に復興局を設置)
  - ③ 復興のための増税も含め、5年で26.3兆円程度復興財源確保
- (2) 被災自治体支援
  - ① 震災復興特別交付税を創設し、復旧・復興事業の自治体負担分を全額措置
  - ② 取崩し型基金3,000億円
  - ③ 全国の自治体が被災地に職員を派遣(累計8万7千人)。国費で負担。
- (3) 被災者支援
  - ① 心身のケア、孤立防止、コミュニティづくりを支援
  - ② 住民票を移さず、避難先自治体で行政サービスを受けられるように支援
- (4) インフラ復旧・まちづくり
  - ① 復興特区制度を創設し、土地利用再編の事業に必要な許可の特例、手続きのワンストップ化
  - ② 復興交付金を創設し、地域づくりに必要な事業の一括化、地方負担の手当
- (5) 産業の復興
  - ① 仮設工場・店舗等の整備と無償貸与
  - ② 中小企業等グループの施設復旧のための補助金の創設
  - ③ 復興特区制度を創設し、税制・金融上、規制・手続きの特例
  - ④ 二重ローン対策(東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター)
- (6) 雇用の確保
  - ① 雇用創出基金の拡充等による被災地で仕事づくり
  - ② 震災による離職者等を雇用した事業主に対する助成金の創設

6

## (参考3)復興交付金事業の進捗の見通し

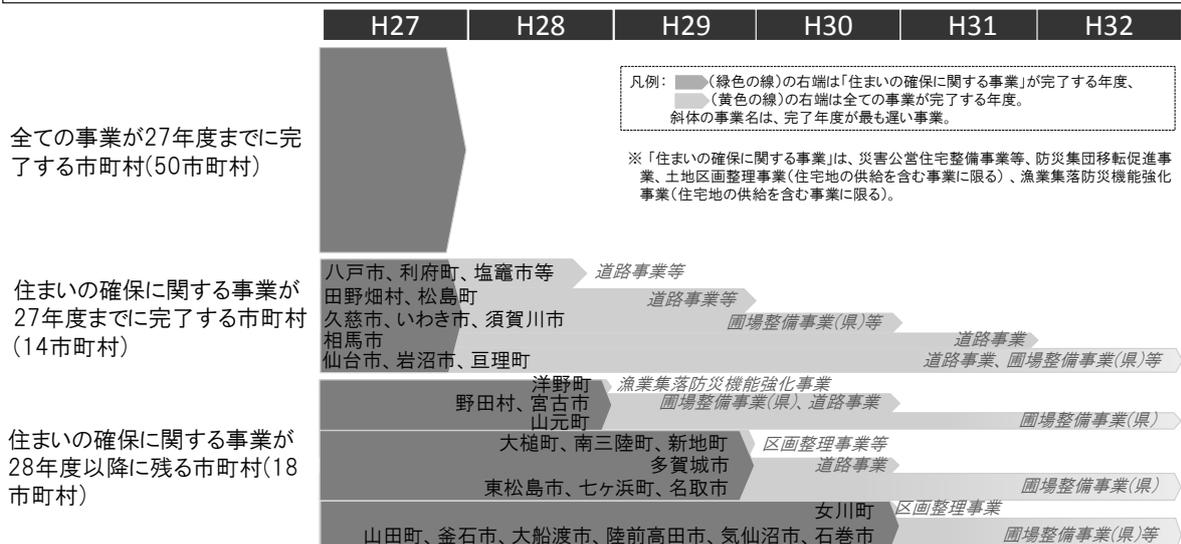
- 27年2月末時点において、復興交付金事業を行う85市町村<sup>※1</sup>のうち、少なくとも住まいの確保に関する事業が27年度までに全て完了予定としている市町村は64<sup>※2</sup>。

うち、27年度までに計画中の事業が全て完了予定の市町村:50

27年度までに計画中の住まいの確保に関する事業が全て完了予定の市町村:14

- その他18市町村でも、概ね30年度までに住まいの確保に関する事業が完了する見込み。

※1:原子力災害に伴い避難指示等が出された12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村)を除く。  
 ※2:計画は被災自治体において適宜見直されており、事業の追加等により、完了時期の変動があり得る。



※ 事業の完了時期は、復興交付金事業計画(27年2月時点、災害公営住宅家賃低廉化事業、東日本大震災特別家賃低減事業、効果促進事業を除く。)の全体事業期間に基づく。今後、計画の変更により、変動があり得る。上記のほか、液状化対策事業の調査・設計中で完了時期を精査中の3市がある(稲敷市、久喜市、千葉市)。  
 ※ 防災集団移転促進事業の場合、住宅地の造成が完了した後も、移転者の住宅建設等に対する補助等が続く場合がある。

7

(参考4) 東日本大震災の被災自治体における財政指標の状況 (福島県は除く)

- 税収は、県においては全国平均を上回って増加しているが、市町村においては、人口の減少、家屋の滅失等の影響もあり、減少している団体が多くみられる
- 基金残高は、震災前と比較し、全国平均を上回って増加している。次年度以降の活用予定額や、精算により返還が予定されている額の影響等もある。
- 地方債現在高は、震災復興特別交付税による手厚い措置を講じた結果、概ね横ばいとなっている

●都道府県分

(単位:億円、%)

団体名	地方税			財政調整基金現在高 ※1			地方債現在高			実質公債費比率(%)		財政力指数	
	21年度	25年度	増減率 (対21)	21年度	25年度	増減率 (対21)	21年度	25年度	増減率 (対21)	21年度	25年度	21年度	25年度
岩手県	1,197	1,249	4.4	113	315	178.2	15,073	15,150	0.5	14.1	19.4	0.31	0.30
宮城県	2,548	2,663	4.5	72	344	381.5	14,487	16,475	13.7	15.0	14.4	0.54	0.53
岩手県・宮城県 計	3,745	3,912	4.5	185	659	256.9	29,560	31,625	7.0	14.6	16.6	0.43	0.42
全国計 (岩手県・宮城県除き)	161,343	164,180	1.8	8,420	12,219	45.1	803,456	865,676	7.7	13.0	13.4	0.52	0.47
(参考)仙台市	1,752	1,759	0.4	188	297	57.6	7,084	7,619	7.6	12.7	11.3	0.86	0.85

※1 財政調整基金現在高は、次年度に執行予定の額及び次年度に返還予定の額を含む

※2 都道府県分の地方税について、全国計には東京都が徴収した市町村税分も含む

●市町村分

(単位:億円、%)

団体名	地方税			財政調整基金現在高 ※1			地方債現在高			実質公債費比率(%)		財政力指数	
	21年度	25年度	増減率 (対21)	21年度	25年度	増減率 (対21)	21年度	25年度	増減率 (対21)	21年度	25年度	21年度	25年度
岩手県沿岸 13市町村※3 計	250	235	▲ 6.1	118	420	255.9	1,771	1,708	▲ 3.6	14.6	12.5	0.28	0.24
宮城県沿岸 15市町村※4 計	847	764	▲ 9.8	301	904	200.0	2,968	2,928	▲ 1.4	12.9	12.0	0.62	0.55
沿岸市町村計	1,097	999	▲ 8.9	419	1,324	215.7	4,739	4,636	▲ 2.2	13.4	12.2	0.46	0.41
全国計 (沿岸28市町村除き)	185,644	184,652	▲ 0.5	35,724	53,216	49.0	560,113	557,233	▲ 0.5	11.2	8.6	0.56	0.49

※3 宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

※4 石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、栗原市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

## 第3部 社会保障



# マイナンバー制度の概要と最新動向について



愛称：マイナちゃん

内閣官房 社会保障改革担当室  
参事官 阿部 知明

マイナンバー制度は、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

## 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

## 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



## 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

# マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

## 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

## 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

## 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

## 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

## 情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

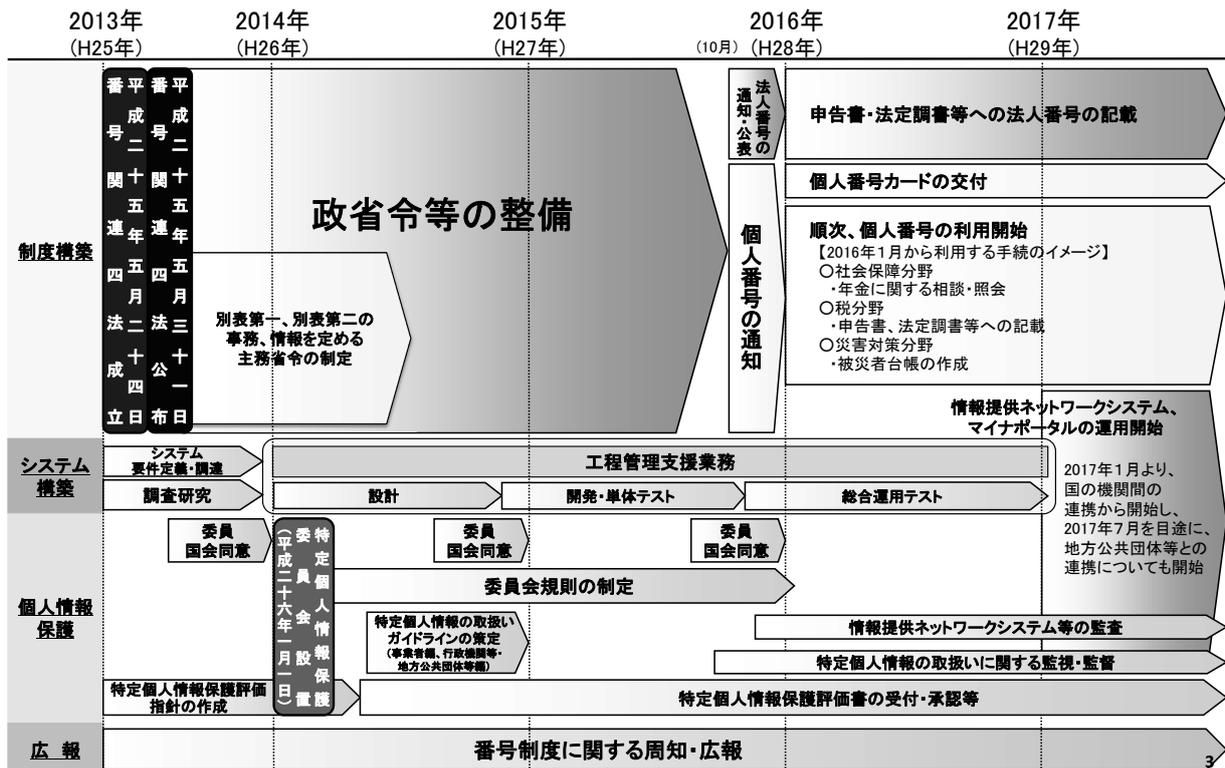
## 個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

➤ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

2

# マイナンバー制度導入のロードマップ(案)



# 個人番号カードの様式、申請・交付(案)

### 様式

#### 表面(案)

○ 個人番号を記載しない  
→ コピーできる者に制限はない(本人同意等によりできる)

#### 裏面(案)

○ 個人番号を記載する  
→ コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される

#### ICチップ内のAP構成

電子証明書を格納する。

市町村等が用意した独自「アプリ」を搭載するために利用する。

### 申請・交付スケジュール

#### H27年10月

マイナンバーの付番

#### H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

#### H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。

◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

◇ 交付手数料について無料。

◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。

◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

# 通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012  
氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女  
発行日 平成27年10月 発行所 A123456789

---

個人番号カード交付申請書 △△市長宛  
兼 電子証明書発行申請書 (地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123

番号 花子  
氏名

住所 ○○県□□市△△町◇◇丁目○番地▽▽号

生年月日 平成5年3月31日 性別 女

【代替文字情報】

電子証明書の発行	在留期間等満了日	外国人登録の区分
○	○	○

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書 1234 5678 9012  
ID 3456 7890 123

視覚障がい者用 音声コード 10000019 01/01  
3190110000019#

【おもて面】

※15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の「ご案内」をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方は強制発行されます。

利用者証明用電子証明書 ※ 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーカードへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスに活用するためのものです。  
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されなくなります。

代理人氏名(自署)	印	本人との関係
代理人住所	印	

電話番号: \_\_\_\_\_

● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。

● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。

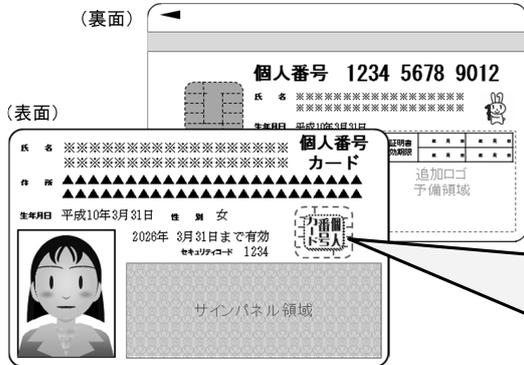
● 表裏の記載事項のうち、\*印の付いた項目に誤りや変更がある場合は、申請できませんので、本申請書は返付せず、お住まいの市区町村窓口にお問合せください。

● 切り取った本紙は、お照会の際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

【うら面】

## 個人番号カード

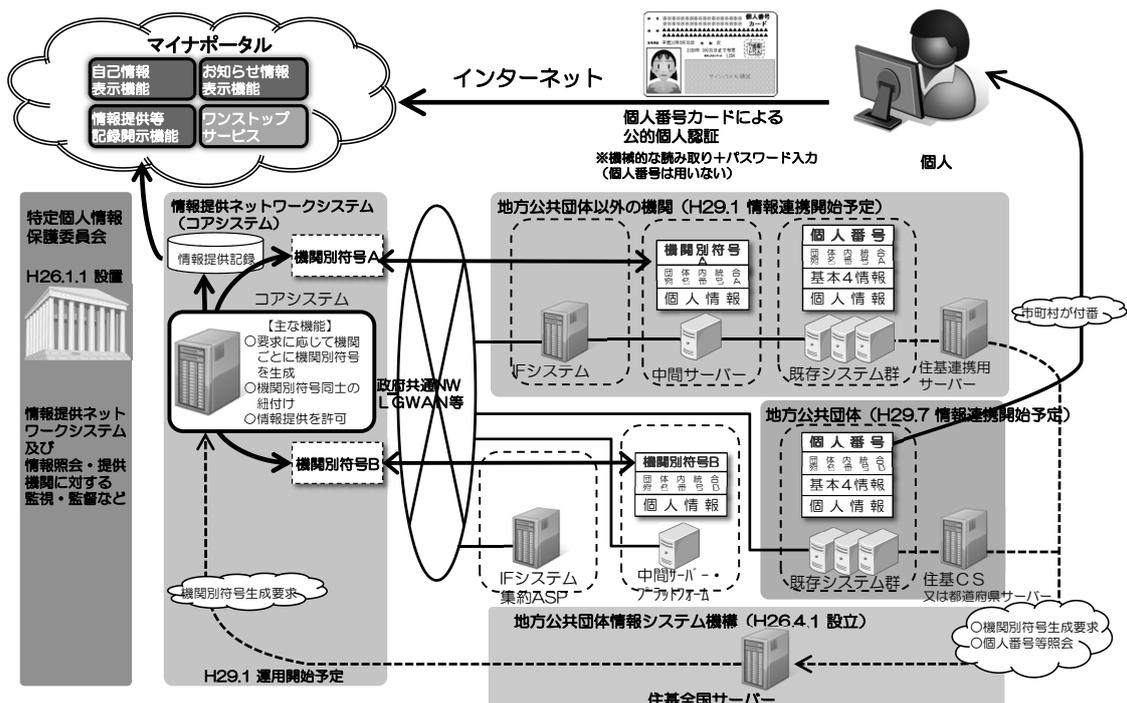
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
- ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
- ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

## マイナンバー制度における情報連携の概要



## マイナンバー制度における安心・安全の確保

### マイナンバー制度に対する国民の懸念

- ・ マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ マイナンバーの不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

### 制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ 情報提供等記録開示システムによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

### システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



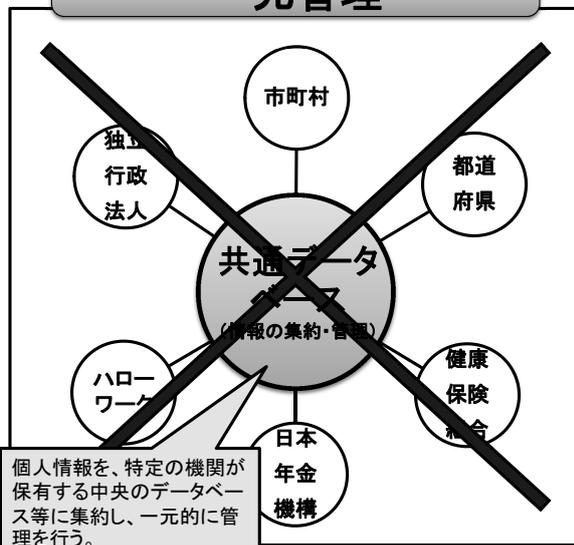
8

## 個人情報の管理の方法について

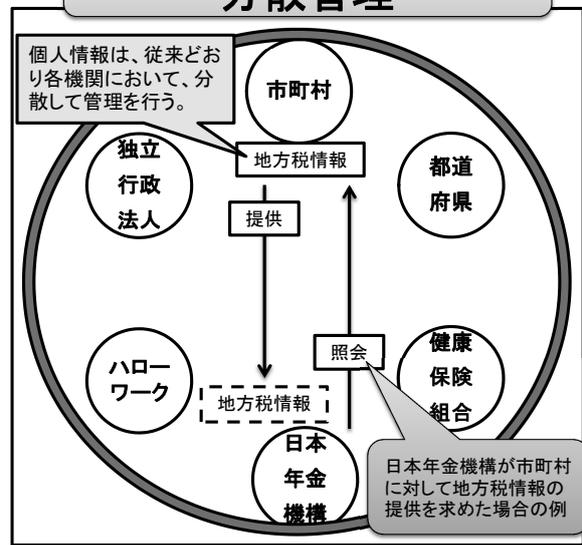
✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

### 一元管理



### 分散管理



**個人番号カードには、プライバシー性の高い個人情報は記録されません。**



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



個人番号カード(ICチップ)に、  
プライバシー性の高い個人情報は記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、  
①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。



10

**マイナンバーを従業員などから取得するときは、  
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。**

**利用目的はきちんと明示！**

- ・マイナンバーを取得する際は、**利用目的を特定して明示**(※)する必要があります。  
(例)「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険加入等事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、**まとめて目的を示しても構いません。**

※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。



**本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！**

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、**厳格な本人確認**を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認(番号確認)と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。

11